

○細川委員
それでは、最低賃金についてお尋ねをいたしました。

「」としの中央最低賃金審議会は、八月十日、一百〇七年度の地域別最低賃金の引き上げの目安を一時間当たり十四円とするなどの内容の答申を行いました。そしてその後、九月四日までに各都道府県の審議会では最低賃金が決まり、加重平均で十四円四十四銭の引き上げが決まりましたといふがござります。

この法案の審議の中で、最賃引き上げの必要性は、「これはもう政府も与党も認めているところであります。しかし、この額では、これは余りにも低いのではないかというふうに私は思っております。そこで、この問題は、今回の法改正によって最低賃金がどれくらい底上げができるかという問題でござります。

この前の通常国会の審議では、今回の法改正で最低賃金の決定基準に関して変わったことは九条三項のみということを確認いたしました。それは、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」というふうにしたといふでござります。
通常国会での議論を聞きますと、生活保護と最低賃金を生活扶助基準と住宅扶助をもとに比較をしていたが、本来、これではまずい。例えば、通勤にかかる交通費は必ず支給されるものではありませんし、また肉体の消耗が激しい労働をすれば、それだけカロリーも消耗しますし、食費もかかり平均的な食費とはやはり差が出るだろうというふうに思います。また、住宅扶助についても、特別基準で考えればさむに大きくなるものでござります。

さむに言えど、生活保護には別途医療扶助というものがあります。病気になれば公費によつて診療が受けられます。政府案を見ますと、最低賃金を決める際にこれを考慮しているかどうかわからぬわけでござります。医療扶助についてはもともと扶助金額が非常に大きいために、例えは平成十七年は生活保護受給者一人当たり医療扶助費は月額平均で七万五千六百四十一円でござります。「これが一般的の扶助基準に従つて支払われる費用とは別に実費として支給をされております。

医療費は高齢者と若年者とでは違うという指摘もあるうかと思いますけれども、十五歳から三十四歳の平均値でも二万一千六百九十二円というふうになります。単純に時間給に換算いたしますと、それでも百二十九円となりますが、もちろん、一般の労働者は健康保険に入加入をいたしておりますので、三割負担といふことで、三〇%を掛けますと三十九円、こういう数字になりますけれども、この数字が政府の資料には入っていません」とあります。

そこでお伺いいたしますけれども、生計費の中で医療費も考えるべきだ、生計費の中に医療費も考慮すべきであるといふのは私は当然だといふふうに思つておりますが、最低賃金しかもらつていなかが病気をしたらどうなるのか、当然医療扶助も加えて議論すべきではないかと考えます。大臣、いかがでございましょうか。

○舛添國務大臣 委員の御質問は、最低賃金、この考え方と憲法二十五条で規定された生活保護。これの整理をどうするのかといふことだと思います。

生活保護の場合は、医療については現物を交付するといふことになつていますから、生活保護を受けられている方はもう現物でいくわけですか。さあ、そこで、最低賃金の中に、先ほど住宅手当などを入れましたけれども、どうふうに考えておりますけれども、これはいかがでござりますか。局長。

○青木政府参考人 今委員が御指摘になりましたように、最低賃金の水準につきましては、これまでの要素を入れるんだろうか、これは極めて大きな議論があるといふだと思ひます。私は、整合性といったあいまいな表現ではなくて、もうと明確な表現にすべきではないかとどうふうに考えておりますけれども、これはいかがでござりますか。局長。

○青木政府参考人 今委員が御指摘になりましたように、最低賃金の水準につきましては、このうちの一つ生計費とどうふうに考えておりますけれども、局長はどうふうに考えておりますか。

○青木政府参考人 労働者の生計費といふものをどうふうに考えるかといふことだと思いますけれども、これは具体的にどのような労働者を前提として考えていくのか、そういう最低賃金の決定の仕方と関連する問題であるとおもいます。つまり、この三つの要素を考慮して定めなさい。具体的な水準については、公もう少し国会においても御議論願えればと思

いますけれども、私は、本当に困つて、これは生活保護として支えないといけない人は、やはり現物給付というの非常に、住宅手当を含めていい手だと思います。

ちょっと長くなつて恐縮ですけれども、私が海外で勉強しているときは、例えば本代といつてお金を上けるんじやなくて本が来るわけですね。これで何の生活も困らない、それを流用するともなし。ちょっと一例ですけれども、わかりやすく言うと、

しかし、では最低賃金の中に今言つたような要素を入れるのかどうなのか、「これは私も今のとり入れた方がいいか」というのは、実を言うと非常に悩んでいたところで、もう少し皆さん方と議論をしたいというのが今の立場ですけれども、生活保護と最低賃金、少なくともそれは概念は分けて考えた方がいいんじゃないかな。したがつて、今あえて答弁をしろという、ちと其のと医療費まで入れるのはいかががなという気がしていふふうにお答えをしておきたいと思ひます。

○細川委員 私は、この政府案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」とする。」というこの言葉の持つあいまいさが非常に気になります。病気になればはつきりと生活保護以下の水準になつてしまふ、こうふうことであれは、憲法二十五条の最低限度の生活を下回るということを容認するということにもなります。

私は、整合性といったあいまいな表現ではなくて、もうと明確な表現にすべきではないかとどうふうに考えておりますけれども、これはいかがでござりますか。局長。

○青木政府参考人 今委員が御指摘になりましたように、最低賃金の水準につきましては、このうちの一つ生計費とどうふうに考えておりますけれども、局長はどうふうに考えておりますか。

○青木政府参考人 労働者の生計費といふものをどうふうに考えるかといふことだと思いますけれども、これは具体的にどのような労働者を前提として考えていくのか、そういう最低賃金の決定の仕方と関連する問題であるとおもいます。つまり、この三つの要素を考慮して定めなさい。具体的な水準については、

この具体的な水準、額を決めていくわけありますけれども、その際にはこの三つを考慮しなさい」ということが規定をされていくわけあります。

今回、お触れになりましたように、生計費の考査をするに当たつて、では生活保護との関係をどうしようかということで、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」、こういう要素についての配慮事項を規定したといふことでございます。そして、先ほど申し上げましたように具体的な水準については審議会での審議を経た上決定をするということになつてゐるわけになります。したがつて、この関係についてはこのようやうな書きぶりとしてはそのような規定をしたといふでございます。

ただ、生活保護との関係でいえば、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるように配慮しなければいけないと、いう基本的な考え方でござります。したがつて、この規定をしておきたいとおもいます。そこで、先ほど申し上げましたように具体的な水準については審議会での審議を経た上決定をするといふことになつてゐるわけになります。したがつて、この関係についてはこのようやうな書きぶりとしてはそのような規定をしたといふでございます。

○細川委員 民主党案では、全国最低賃金及び地域最低賃金につきましては、その決定の基準をどうのを労働者及びその家族の生活費に適用しなければいけないと、いう基本的な考え方でござります。したがつて、つまり、その規定をしたといふでございます。

○細川委員 民主党案では、全国最低賃金及び地域最低賃金につきましては、その決定の基準をどうのを労働者及びその家族の生活費に適用しなければいけないと、いう基本的な考え方でござります。したがつて、つまり、その規定をしたといふでございます。

私は、整合性といつたあいまいな表現ではなくて、もうと明確な表現にすべきではないかとどうふうに考えておりますけれども、これはいかがでござりますか。局長。

○青木政府参考人 今委員が御指摘になりましたように、最低賃金の水準につきましては、このうちの一つ生計費とどうふうに考えておりますけれども、局長はどうふうに考えておりますか。

○青木政府参考人 労働者の生計費といふものをどうふうに考えるかといふことだと思いますけれども、これは具体的にどのような労働者を前提として考えていくのか、そういう最低賃金の決定の仕方と関連する問題であるとおもいます。つまり、この三つの要素を考慮して定めなさい。具体的な水準については、

この具体的な水準、額を決めていくわけありますけれども、その際にはこの三つを考慮しなさい」ということが規定をされていくわけあります。

現在決定されている地域別の最低賃金といふ

のは、年齢階層にかかわらず一律に決定されております。単身労働者も扶養家族を有する労働者も、それも効率としております。それからまた、一般的には賃金カーブは入職時が最も低くてその後上昇していくことになりますので、「こうしたこと」を前提とすると、最低賃金の決定に当たりまして、直接参考とするのは若年単身労働者の生計費とする「ことが適當ではない」というふうに考えておられます。

○阿部(知)委員 続いて、最低賃金のことをお伺い申し上げます。

厚生労働省の方で、ことしの八月に発表されました、最低賃金の履行確保に係る「青監督の実施」というものがござります。これは簡単に結果を申し上げますれば、監督をした一万一千百二十事業場があり、そのうち地域別の最低違反の率が大体六・一%、産業別最低賃金適用事業場の違反率が一〇・四%という数値上がっております。「これは平均すれば六・四%の違反となつております。」これは違反がござつておられます。

青木さんにお願いいたしましたが、産業別の賃金の最賃制度は今回変更がされます。今までののような罰則を伴つたものではなくなるべく、しかし、現状において、地域別の最賃以上に産業別最賃の違反率が高く出ているという状況もあるわけです。特に、職種も決まっておりますが、わざと時間の関係で言いません。

こうじう実態がありながら産業別賃金について、逆に言うと、本來は「これはヨーロッパのように横並びになつていいべきものと私は思いますが、今回重きを置かれておりませんが、果たしてこれが大丈夫でしようか。

○青木政府参考人 今回の最賃法の改正案におきましては、セーフティーネットをきつたりさせておられるといふことで、全国に四十七定められております地方の地域別の最低賃金、「これにつましては罰則を大幅に強化する、あるいはきちんとこれを定めなければいけない」ととするとどうような」と強化をいたすわけであります。

一方、お取り上げになりました産業別の最低賃金につきましては、従来から地域別の最低賃金より高い額のものを設定するなどして運用がなされております。一方では、最低賃金といながら、これは屋上屋を重ねるものではないかといふ議論もございました。

産業別の最低賃金については、地域別の最低賃金をセーフティーネットとしてきつたり

賃金とどういふことや、いわば民事的効果、それは残しあり、労使の自治に任せるとどう改正を今一度お願いしておるわけではござります。

したがつて、新しい産業別最賃がなくなりました、新しい特定賃金といふことで、民事的な賃金の底上げといいますか、そういうしたものには有効だというふうに思つております。

○阿部(知)委員 それで大丈夫でしようかといふのが私の問い合わせで、実は、食料品製造業とか衣類その他の織維製品製造業のところで産業別の最低賃金違反が多いわけです。どういう方が働いているかも、もう少しお調べになれば内容が出てまいりますので、きょうは指摘にとどめさせていただきますし、もう一点お願いいたします。

実は、事業場の違反以外に、どんな方々が最低賃金額以下の賃金しか払われてないか。二千五十一人の最賃以下の方がございますが、その多くが女性。女性が六七・五%、パート、アルバイトが千百六十八人、統いて障害者が一三・八%の二百八十四人おられます。今、最低賃金を定めるときに、最賃以下で働くしている作業所等々の問題がことしの二月も指摘されておりましたが、それに対して厚生労働省が基発というものを出されて、一応、例えば「これはあくまで福祉就労、あるいは、計画立った就労のプログラムだ」という形での就労といいや、「これは労働者性がある就労」というふうに分けられましたが、私は、この障害者雇用、障害者の就労促進という観点から見ると、やはり根本が見えていないように思ひます。

大臣に伺います。

ヨーロッパでは保護雇用制度といふのがございまして、障害のある人にもなるべく雇用を促進する、働いていただく、そのためには、幾つかの条件を設けて、例えば賃金の補てんも「これは税から行う」という仕組みもございまして、簡単にいふことは福祉就労、こつちは雇用だというふうに分けないで、なるべく一人でも多く雇用の側に取り込むための保護雇用制度といふものがござります。

○舛添国務大臣 一九七一年にノーマライゼーションという概念でノルウェーから始まりました今のような考え方、これは私は、こうじう立法でもそうですが、働く、そういう道を障害者おへりにしたいが、いかがでしよう。

大臣には、「わが福祉、いかが雇用と簡単な割り切りをする」となく、障害者自立支援法でもそうですが、働く、そういう道を障害のある方にもっと開くようにぜひ検討をお願いしたいが、いかがでしよう。

○舛添国務大臣 最低賃金以下で、違反で指摘される方が、さつき申しました女性やパートや障害のおありの方あるいは外国人といふのが

我が国の労働現場の実態であるとすれば、やはりそれは、働くこと、すなわち社会の中で働くことがきちんとルール化されていないんだと思ひます。

私は、厚生労働省が行われたこの調査、きょううちよつと資料をお手元に間に合いませんでしたが、みずから行われたことですから、その調査にのつとつてきちんと施策をしていただきたい、そしてまた来週、ここで問題になりました方々の働き方と長時間労働について質問をさせていただきます。

○萩原委員 まず、この間の質疑の成果、結果として、最低賃金法並びに労働契約法について、次第に私たちと野党の皆さんとの意識が整合化されつつある。そういう雰囲気を感じておりますし、心から敬意と感謝を申し上げます。

ただ、そのことを前提とした上でも、今後の「ういた分野における議論を過たないためにも、しっかりと、それぞれの法案あるいは法案の背景にある政策論あるいは政治論について議論をしておく必要がある。そういう観点から質問させていただきたいとどう思うに思っています。せんだって、二日の口でございましたけれども、川条委員の質問に対しまして、民主党提案者の方から、「ういう御議論がございました。実際、アメリカでは、二年間で五・一五ドルから七・一五ドルに最賃を上げていくかんねん。そして、もう一つつけ加えさせていただきますが、根本的に、今まで、先進国の中で日本よりアメリカの方が最賃が低かつたわけです。ところが、議会の中で民主党が勢力を持つたことにより、アメリカでは、この最賃が大幅に、先ほど言いましたように、五ドルから七ドルに一・五倍上がり、これで世界の先進国の中でも日本の最賃は最低になつております。

」という発言がありましたけれども、「この発言を聞きながら、ちょっとこれはいただけないな、最低賃金についての御理解ができるいないのか、あるいは、理解をしておられた上で曲解をされ、ある種の政治的メッセージに変えられたのではないか。」

最低賃金というものは、経済の中で非常に重要なシステムであります。上げ過ぎてはいけない、下げる過ぎてはいけない。まさに生き物としての経済の中で、ある種の合理性を保つたバランスといふものの中で成立をしておくべきものである。そのバランスというのは、当然でありますけれども、見えるか、生きていけるか、こういう大きな論点に依拠する。それを我々はシステムとして、政治的な、少なくとも党派的な利害とは

関係なくて、まさに公平で、そしてしっかりした議論の上で成立をさせていく、そのことがまず求められているというふうに考えております。

その関係で、政府参考人の方にお伺いをしておきたいわけでありますけれども、まず、この間の議論、つまり、アメリカの最低賃金が一九九七年以降上がつたわけであります。ちょうどことしが十年目になるわけですが、この十年間ににおける日米の経済の名目の成長率はどうなものであったか。そして、それにまた非常に深く関係をいたしますけれども、その同じ期間における日米のインフレ率、CPI、消費者物価指数でありますけれども、この累積インフレ率は一体どのようなものであったか、ちょっとお答えをいただければ幸いでございます。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。
日米両国につきまして、二〇〇六年までの十年間の名目GDP成長率を累積いたしますと、日本は〇・七%の伸びとなります。また、米国は六八・八%の伸びとなつております。

それから、同じ期間につきまして、日米両国の物価上昇率、これは今先生御指摘のように、消費者物価指数の総合で計算をいたしますけれども、これの累積をいたしますと、日本はマイナス〇・五%の低下、それから、米国は一八・五%の上昇となつております。

○萩原委員 もう一つアクトだけお尋ねをしたいと思いますが、その同じ十年間に、日米の最低賃金、これは確認的な質問ですけれども、どういう推移をたどつていて、これについてお答えをいただきたいと思います。

一方、青木政府参考人 「この十年間の日米両国の中、最低賃金の水準の変遷についてでございますが、アメリカにつきましては、一九九七年以来十年間、法改正が行われませんでしたが、五・一五ドルに据え置かれてきました。」
と少しの間、法改正によりまして、現在は五・八五ドルになったところです。

一方、我が国につきましては、毎年、最低賃金を改定してまいりました。

金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定が行われてきておりまして、「この間、一九九七年、平成九年の六百三十七円から、ことしの六百八十七円になったところでござります。」

○萩原委員 お許しをいただきまして、お手元に、今の御答弁にあった事実をやや詳しく参考資料として提起をさせていただいています。

御案内のように、日本の現在の法律では、生計費、賃金あるいは支払い能力といつたことを加味しながら、いろいろな議論を重ねて最低賃金を決めていくわけでありますけれども、この間、日本においてはCPIがマイナスであります。

実は、生計費の基準と云うのはCPIが本当は一番正しいんですけれども、これが累積的にマイナスとなる中で最低賃金が引き上げられていくことは、考慮要素として、この間さまざま、生産性の向上とかあるのはいろいろな形で企業収益が特にこの数年間回復している等々の支払い能力要因と云うのを考慮しないと、これは上がらなかつたんです。そういう意味で、実は私が申し上げたいこの一時は、非常にある意味ではバランスのとれた形になつている。

一方、アメリカを見ますと、この間、二八・五%の累積CPIの上昇があつたにもかかわらず五・一五ドルで据え置かれていたということは、完全にこれはアンダー水準、つまり、最低賃金が実質で低下をしてきたといふことであったし、あるいは、まさに合理的に引き上げる余地が非常にあつたと云ふことです。

さほど、アメリカの名目GDPの成長が六八ありますけれども、もちろん、名目GDPは、この中で物価の部分と、それに量的な拡大、つまり、人口があえるとがあるのは機械設備があえるとか、質的な拡大、労働生産性が向上するとかあるいは資本の効率が上がるとか、さらに税要素の部分が若干ござりますけれども、いずれにしても、さまざまな要素でこれが増大をし

て、いる。
その中で、労働生産性の部分は少なくとも賃金として還元できるのじやないかといふことで、御案内のように、一八・五とそして六八・八のある間、一八・五に最低賃金の上昇率もおさまつてくる。」「」に最低賃金の上昇率もおさまつてくる。

具体的に言いますと、その左上の表の上で四〇・八、つまり、一年後の七・一五というのが出ていますけれども、これが累積でいうとやはり四〇・八になるんですねが、これを現時点に引き直してみると、一八・五と六八・八のいい水準に達している、こうどうふうに理解をすることができる。したがいまして、「これは、ある種、経済合理的な判断の中で当然の帰結として調整された」というふうに考えるべきである要素が強いんです。

もちろん、民主党の提案者なぜかおられなくなりましたけれども、民主党が勢力を持つたことにより、この議論もあるかもしれないけれども、この最低賃金の算定に当たり、恐らくアメリカ政府当局の各部門が非常に正確な判断をして、それを情報提供した上で、それが法案の形になつて通つていった、「う、う」とあるのでないか、というふうに思つて、「」ができます。

一方、我が国について見ますと、この間、先ほど申し上げましたように、若干のデフレ傾向が継続をしていたにもかかわらず、七・八%、八%弱の最低賃金の引き上げをいろいろな形で実施できただと、これは実は誇るべきことであります。そして、今までお話を申し上げたように、実質の世界に引き直してみますと、日本の方がちつと最低賃金の上昇が図られていました。

したがつて、せんだって提案者の方がおつしやつたような、世界の先進国の中で日本の最低賃金が最低になつてゐるといふことは、非常に大きな意味での誤解か曲解にほかならない、このこととはまず明確に委員の方々にも共通認識としてお持ちをいただきたい、さよう考えるわけであります。

もし提案者の方に御感想がございましたら、

お聞きをいたします。なければ結構です。

○細川議員 今、萩原委員の方から御高説を賜りまして、今のお話は理解できることが多いござります。

ただ、「の間、別の提案者から御説明があったた

のは、アメリカの方でも最低賃金が上がつたんだ、形式は、法定で決める、あるいは審議会とか、いろいろ違うんですけれども、その事実を踏まえて、最低賃金が上がつたんだということを申し上げなくて、そして日本でもやはり今の状況を考えると上げるべきなんだということを申し上げたんだというふうに思います。

あくまでも、アメリカの実態とどうよりも、ア

メリカで最低賃金が上がつたんだ、そのときに、選挙によって民主党がアメリカの方で勝利をした、その後に上がつた、事実を中心に述べたものだと思います。

○萩原委員 どうことは、逆に、実質的な意味において、我が国の最低賃金というものが世界最低であるという判断は、これは違うという理解によるしょうござりますね。(細川議員「もう一度」と呼ぶ)

○茂木委員長 實質的な意味において、日本の賃金が世界最低であるという認識は違うといふことよりよろしくですね。(細川議員「わ

けます。認識においては、そんな変わらないと思ひます。

○細川議員 形式的な数字からいえば、賃金は低いという事実を申し上げただけだと思ひます。認識においては、そんな変わらないと思ひます。

○萩原委員 最後にぼそっとおつしやつた、認識についてはそんなことないを信じて、御理解をいたいたものと推定をさせていただかなければ、議論が前に行かないというふうに思ひています。いずれにしても、今申し上げましたように、最低賃金を考えるときには、さまざまな要素を正確にとらえて議論をする、そして、それを絶対に政争の具にすべきではないといふことは明確でございます。

実は、アメリカにおいてもそういう判断のもと

に先ほど言いましたように、この水準を決めるに当たっては、経済合理性、さまざまの意味での妥当性といつものが議論されたものが法案になつていて、審議会のレベルというものがもつとどこか下にあるんだ、そういう御理解をぜひ賜つておきたいというふうに思います。

そして、私たちは、今、政府の提案でございますけれども、こういった公平な、妥当なシステムの中に生活保護の関係とどうものを加えて入れ込もうとしているわけではございません。これは、経済の合理性あるいは経済の流れの中にあるとはいえ、憲法が保障している最低水準の文化的生活ですか、そういうこともやはりの賃金体系の中に反映するには、日本の今の状況から考えて、決して妥当性を欠くものではないという意味であります。実はかなり思ひ切った判断であるというふうに私どもは受けとあるべきだというふうに思つてござります。

そして、その結果というのは、これも提案者の方のお話にあつたんですが、実はかなり思ひ切った判断であるというふうに私どもは受けとあるべきだというふうに思つてござります。

○舛添國務大臣 高過ぎると言うが言わないができますが、これは基本的に審議会の場で経済情勢をきちんと精査した上で決めていくわけですから、先ほど來の委員の議論のように、成長率との兼ね合い、こういうことを考えるとどうふうに信じております。

○萩原委員 ありがとうございます。

まさにそのとおりであります。私たちがやだねでいくと、今度新しい要素が入ってきたときに、それが、私としては、例えば五十円とか三十円とかそういう引き上げになつても、大田と

一生懸命に意思を明らかにしてきたわけであります。そして、そういう意図というものが多くの方々に御理解をされる中で、御案内のように、「この表にありますように、例えば、二〇〇七年の改定つまりことの改定では、一円、二円ではなくて十数円の改定が既に行われている。その事実も御案内になつてはならないではないかと思われるような御発言がありました。

そして、今回、生活保護との関係とどうもの

いますけれども、結構大きなインパクトが最低賃金全体に与えられるというふうに私は思いますが、あつたようでござりますので、その根拠はどうなんだということをお聞きしたわけ

であります。

一円、二円ではなくて、三円、四円ではない、五円、十円でもなくして、もう少しいい水準のインパクトが与えられるだろうというふうに私は想定をし、そのことを、もちろん審議会の方々が議論した結果でありますから、今先駆的にどうこう言つ立場の方がこの中にねられるとは思いませんけれども、もしそうなつたとしても、舛添大臣は、それは高過ぎるとは言わないはずだといふふうに思ひますが、大臣、いかがでございましょうか。

○舛添國務大臣 高過ぎると言うが言わないができますが、これは基本的に公正な水準で決められているとどうふうに信じております。

○萩原委員 ありがとうございます。

まさにそのとおりであります。私たちがやだねでいくと、今度新しい要素が入ってきたときに、それが、私としては、例えば五十円とか三十円とかそういう引き上げになつても、大田と

ことは妥当なものである、公正なものである、こういう見解を恐らくお述べになられるだらうといふような改正が今企図されているんだ、そのことは提案者の方々も含めてぜひ御理解を賜りたいと心からお願ひし、そして、その非常に大胆な提案を、十分な議論もされない中で一円、二円というふうに先駆的におつしやる根拠がもしありになるんだつたら、ここで、提案者にその根拠について御説明をしていただきたいと思います。(細川議員「何の話ですか」と呼ぶ)

○茂木委員長 結局、引き上げが一円、二円と小さいということに対し、合理的な根拠があるのならとという話だと思います。

○萩原委員 要するに、今回の政府案を念頭に置かれた上で、一円、二円という引き上

○川条委員

労働関係三法案全体について伺います。

今回の労働関係三法案の改正というのは、國家戦略というマクロな視点から見たら、成長力底上げ戦略の一環などとして、少子化対策の環境整備の一環として、働き方を見直していく、このための関連法制の整備であるという解釈もできます。そして、今回の労働関係三法案によって、労働者が安心、納得して働く環境整備が私はある程度進むと思うんです。そのことは、とりもなおさず、近代資本主義社会の貨幣経済の中では見落とされがちであります。家庭というものの重視にもつながると思ってます。労働者にとって、仕事だけではなく家庭も重視できる、家族の暮らし、「これが一番最大の生活の基本単位ですから、この暮らしの充実にもつながる」私は、この労働三法案の改正で、そんな期待を持っておりますが、この点について最後に政府にお伺いした。

もう一つ、最低賃金が適用されたとしても、罰則が引き上げられて、これは政府案も民主党案も非常に評価するところなんですが、結局、最低賃金が引き上げられたあとどうしようと世の中が知らなければ、そのまま、そして罰則五十万円がかかり、それがどう状態になる。この周知広報はどのようにされるやつもうどうぞうか。

その二点について政府側にお伺いしたいと思います。

○茂木委員長 時間が経過をしておりますので、簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 御指摘のように、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会というのを実現することは大変重要なことだ、ふうと思つております。厚生労働省では、そういう方に向けて、社会的機運の醸成や企業の取り組みの促進を図つております。そういう環境整備を推進しているところであります。今後ともそういう努力を続けていきたい、と思っています。

それから、最低賃金が引き上げられたときの周知広報でございますが、まさにおっしゃるとおりであるとこう思うに思つてねります。従来から、ポスターの掲示でありますとがリーフレットの配布でありますとがホームページへの登載など、周知を図つてねりますけれども、そのほか、地方公共団体や使用者団体に対する広報紙(の掲載依頼を行う)など、いろいろなものにしておりまして、政府全体としても、国民の広報の推進に取り組もうとこうことで、成長力底上げ戦略でも走めてねるところでござります。

「この六月には、最低賃金の履行確保を図るために、問題があると考えられる業種を重点として全国約一万家業場を対象に「差監督も行いました。」

今後とも、こういった努力をして、最低賃金が守られるよう、「層周知」努力をしていきたいと、いつも思つております。

○川条委員 ありがとうございました。

女性に対する政策、労働に対する政策というのは国民全体にかかるものだけに、いろいろな政党の協議を通してよりよきものをつくり必要があると思っております。そのためにはきょうの議論は非常に有効であったと思っております。ありがとうございました。

(公明) 福島豊議員・厚労委・衆・平成19年11月7日

○福島委員 大臣、御苦勞さまでござります。
まず冒頭、本日は民主党案の提出者の方をおられますので、法案の成立に向けて修正協議が繰々と行われまして一定のコンセンサスを得たことを評価させていただきたいというふうに思っております。各般にわたる事案につきまして、政治の停滞は許されないわけでありまして、これからも、民主党におかれではしつかりして、政策協議というものを行っていただきたい、このように要請をさせていただきたいと私は思つております。

そして、まず初めに最低賃金法、これは、現在問題になつておりますワーキングア、雇用格差、これをどう是正していくのかということにおいても非常に大切な課題でございます。

さきの質問におきまして、法改正した後にしっかりとフォローアップをしていくことが必要である、このように申し上げたわけでありますけれども、具体的に、生活扶助基準に対して最低賃金の方が低い、こういう事例もあるというふうに伺つておりますけれども、具体的な方向性といいますか、どの程度の期間をかけてこの法改正にのつた最低賃金を実現していくのが、政府のそのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 今回お願いしております最低賃金法の改正法案については、公布後一年以内で施行期日を定めるということになつております。したがつて、これを成立させていただきましたならば、早急に公布をいたしまして所要の準備、周知を行つて施行していきたいと仰ふうに思つております。

具体的な最低賃金の額につきましては、毎年、中央最低賃金審議会における自安審議を経た上、地方の最低賃金審議会で毎年審議をして、毎年額を改定していくところになります。それで、こういったスケジュールで、それなりに額の引き上げ、今回の法律の趣旨に沿つた額の決定というものがなされるというふうに考えております。

○茂木委員長 生活保護等との調整をどれくらいのタイムスパンで進めるかという質問です。

○青木政府参考人 生活保護との関係について今法案で規定をいたしてあるわけではございません。そして、その施行が今申し上げましたような形でなつておりますので、それに応じて地方の最低賃金審議会で具体的に額が毎年度決定されるというふうに思つております。

○福島委員 政府としては、なかなか具体的にどのような時間でというのは答弁しにくいだらうと思ひますけれども、しかし、法が成立しましたら、余りにも長い期間にわたりてその趣旨が実現しないということではまた困るわけであります。適切な御対応をいただきたいというふうに思つております。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護基準につきましては、平成十六年に専門委員会でその水準の検証を行つたわけでござりますが、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見きわめるために、全国消費実態調査などをもとに五年に一度の頻度で検証を行う必要がある、ということになりました。また、委員御指摘の昨年の閣議決定もございました。

御指摘の生活扶助基準に関する検討会は、全国消費実態調査、五年に一度行われておりますが、その結果が生活保護の作業にも使えるようになりますので、級地を含む生活扶助基準について、直近の今の調査を踏まえた専門的な分析、検討を行つていただくことを目的としてしまして開催しているところでございます。

委員御指摘の、引き下げることがあるのかどうことではございませんが、まさに、本検討会は、今申し上げました全国消費実態調査という客観的な調査結果に基づいて専門的な分析、検討を行つていただきために、学識者に集まっていただきて検討しているといつてございまして、あらかじめ基準の引き下げまたは引き上げといつた方向性を持つて検討しているといつてございません。

○高橋委員 あらかじめ決めるといつてではないと。もちろん、詳細に級位で分けていまとすると、逆に基準の方を上げなければならぬとか、そういうものがあるという資料もいただきました。

しかし、私が伺っているのは、あらかじめかとい

うことではなくて、引き下げるもあり得ますねということを伺つております。

○中村政府参考人 まさに、ただいま申し上げましたように、全国消費実態調査等をもとに検証する必要があるといつてございます。検証の結果、上がるケースもあると思ひますし、下がるケースもあるといつて可能性については両方とも否定するものではないません。

○高橋委員 両方とも否定するものではないとお話しがありました。

基本的には、そういつても、生活扶助基準の見直しといふことは、主に引き下げがねらわれているのではないかといふことに對して、私たちは強く反対をしているものであります。

同時に、生活扶助基準といふのは、生活保護法が、憲法二十五条に基づく健康で文化的な最低限度の生活、これを保障するものであるといふことでありますから、これの基準が下がるといふことは、いわゆる今述べた健康で文化的な生活という最低生活費がこの程度というふうに国が認めたといふことに相なるのだろうと私は解釈するであります。

そこで、最低賃金といふ生活保護基準を図るといふことは、國において生活保護基準が結果として引き下がった場合、最低賃金も引き下げるれるといふことも選択肢としては否定できないと思ひます。

私は、その点で、この最低賃金が生活保護との整合性を図ると書いたいとて大きく改善されるといふことではないのだ、むしろ引き下げもあるのだとこうことをお認めになつたと思ひます。

しかし、あえて今回、このことを条文に盛り込んだ。盛り込んだことによつて、現状は生活保護基準を下回る最低賃金を改善しようといふところからスタートしたかもしぬなけれども、しかし、今最低保護基準を見直ししているという現状において、これを否定できません。下がることも当然あり得るんだとこうことをお認めになつたと思ひます。

私は、その点で、この最低賃金が生活保護との整合性を図ると書いたいとて大きく改善されるといふことではないのだ、むしろ引き下げもあるのだとこうことを強く指摘したいと思います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素といふのについては、労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力といふ二つの要素、これらを決定基準にしていくわけであります。今般の改正において、この地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するといふことを明確にしようとしているわけあります。

○高橋委員 申しますように、罰則といつては労働基準法が適用されるといつてになります。

○高橋委員 労働基準法二十四条が適用されて三十万の罰則になる、これは確認させていただきたいのですが、今回、今ある説明をされましたように、最低賃金法の罰則を五十万円

水準を決めるといつてありますけれども、生活保護基準額の水準のみに運動するような性格のものではないわけあります。そういう意味では、総合的に考慮されるといふことあります。可能については否定をされるものではありませんけれども、今申し上げましたように、生活保護基準が下がつたからといって、機械的に何が地域別最低賃金が引き下がるといううなものでもないといつてあります。

○高橋委員 今、否定されるものではないとお答えになつたと思います。もちろん、私も、前回も最低賃金の問題を質問していましたし、三つの要素であるといふことは十分承知した上で質問しています。ですから、当然、機械的に基準が下がつたから下がるといふことでは決してないと思います。

しかし、あえて今回、このことを条文に盛り込んだ。盛り込んだことによつて、現状は生活保護基準を下回る最低賃金を改善しようといふところからスタートしたかもしぬなけれども、しかし、今最低保護基準を見直ししているといふことでも、全くなくなるといふことはないと思います。

ただ、これは、その特定最低賃金について最低賃金法上の罰則を外しましたのは、最低賃金については、賃金の最低限を保障する安全網となる役割、これはすべての労働者についてあります。罰則規定については、そういう意味で、全くなくなるといふことはないと思います。

ただ、これは、その特定最低賃金について最低賃金法上の罰則を外しましたのは、最低賃金については、賃金の最低限を保障する安全網となる役割、これはすべての労働者についてあります。罰則規定については、そういう意味で、全くなくなるといふことはないと思います。

ただ、これは、その特定最低賃金について最低賃金法上も罰則を引き上げるといつて、これが日本全国の労働者に及ぶことになります。セーフティーネットとして強化をする、この地域別最低賃金についても罰則を引き上げるといふようなりとや、これに沿來のセーフティーネットとしての意味合いを期待するといふことです。

○青木政府参考人 地域別最低賃金について法、これが関係労使のトライアチブにより設定をして、企業内においては、いろいろな賃金水準を設定する際の規制の取り組み、それを補完するといふようなもの、あるいは公正な賃金決定に資する、そういうふうことを期待して整理をいたしました。しかし、先ほどの申し上げましたように、罰則といつては労働基準法が適用されるといつてになります。

○高橋委員 労働基準法二十四条が適用され、特定最低賃金として、いわば最低賃金止され、特定最低賃金として、いわば最低賃金法上の罰則の適用はなくして、民事的効力のみを有するといふことにいたしているわけであります。ただ、いいんです、今回、今ある説明をされましたが、このように、罰則として労働基準法が適用されるといつてになります。